

文教関係施策の充実に関する提言

文教関係施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. G I G Aスクール構想の推進について

(1) G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、I C T教育における地域格差が生じないように、国の責任において、必要な財政措置を継続して講じること。

また、G I G Aスクール運営支援センター整備事業に係る経費についても、継続して財政措置を講じること。

(2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、デジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(4) 児童生徒一人ひとりへの決め細かい指導・教育体制の強化を図るため、I C T教育の推進等に係る、教職員の研修等に要する経費に対して、財政措置の拡充すること。

2. 部活動の地域移行について

(1) 教育課程外の学校教育活動について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、地域格差や、保護者の経済的負担増が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

また、これらの取り組みについて、周知・広報を行い、保護者並びに関係者の理解を得ること。

(2) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。

3. 教職員定数の改善、加配について

35人学級を確実に推進するため、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定し、教職員の配置の充実を図るとともに、各分野における教職員の質の向上を図ること。

- (1) 日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校での外国語教育をより効果的なものにするため、正規教職員や外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (3) 特別支援教育に対応する教職員の定数の拡充を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師等の配置を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (5) 栄養教諭等の配置基準については、地域の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。
- (6) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置できるよう、定数の改善及び財政措置の拡充を図ること。

4. 支援員等専門職の確保について

- (1) 特別支援教育を支える支援員やコーディネーター等の配置に対して、実態に即するよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) ICT機器を最大限に活用した授業の推進を行うため、ICT支援員の配置水準を引き上げ、配置に係る財政措置の拡充を図ること。
- (3) 事務職員定数の算定基準を改善するとともに、スクール・サポート・スタッフ、学習指導員等の配置に係る財政措置の拡充を図ること。
- (4) いじめや不登校等の対策を促進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実、社会福祉士等の専門的人材の確保・養成に必要な財政措置を講じること。

5. 少人数教育の推進について

- (1) 公立小・中学校において、多様な子どもたち一人ひとりを丁寧に指導す

- るため、少人数学級の推進を図ること。
- (2) 特別支援学級における学級編制の基準を引き下げること。
 - (3) 幼稚園における学級編制の基準を引き下げること。

6. 学校給食費について

保護者の経済的負担軽減のため、学校給食に係る課題整理を行い、その無償化の実現に向けた検討を行うこと。

7. いじめ対策等について

犯罪、いじめ、自殺等から子どもを守り、未然に防ぐため、国における取組を一層推進するとともに、都市自治体の関連事業を充実できるよう、財政措置の拡充を図ること。

8. 学校事務の軽減・業務効率化の推進について

- (1) 統合型校務支援システム等の業務効率化に資するシステム導入など、DX化に向けた環境整備への財政措置の拡充を図ること。
- (2) 教職員の負担軽減を図るため、学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理すること。
- (3) 学校給食費の徴収・管理におけるシステム導入に対する必要経費の財政措置を講じること。

9. その他

- (1) 公立小中学校教職員の人事権及び教職員定数に関する権限については、財源と併せて特別区に移譲すること。
- (2) 教育に係る経済的負担の軽減を必要とする児童・生徒への財政支援の拡充や奨学金制度などの就学援助の充実を図ること。
- (3) へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボート等購入費等の要件緩和や運行経費への財政措置など、遠距離通学費に対する財政措置の拡充を図ること。
- (4) 学校と地域住民等が連携して子ども達の成長を支える制度である「学校運営協議会制度」や「学校評議員制度」に関わる事業に対し、補助率の引上げ等、十分な財政支援を講じること。

- (5) こどもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について一層の充実を図るとともに、更なる食育推進体制の確立を図ること。
- (6) 市立高等学校等の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について制度の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
また、申請に係る手続きの簡素化を図ること。

10. 文化財の保存等について

文化財等の保存・修理、活用・整備等に対する現行の支援制度について、補助率の引上げや対象要件の緩和・拡充など、充実を図ること。

また、文化芸術活動が継続的かつ安定的に行われるよう、文化芸術団体に対し、十分な支援を講じること。

11. 物価高騰対策関係について

物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を、引き続き、地域の実情に応じて実施できるよう財政支援を講じること。

12. 東日本大震災関係について

- (1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和6年度以降も全額国費による支援を継続すること。